

第66回 定時株主総会招集ご通知



株式会社 **ダイセキ**
(証券コード：9793)

ダイセキグループのパーパス
限られた資源を活かして使う
環境を通じ社会に貢献する環境創造企業

日時

2024年 **5月23日** (木曜日)
午前 **10時** (受付開始時間 午前9時00分)

場所

名古屋市港区船見町1番地86
当社本社ビル4階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

議決権行使期限

2024年 **5月22日** (水曜日)
午後 **5時30分**まで

議決権行使につきましては、当日ご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使のご検討をお願い申し上げます。

（5頁の【事前の議決権行使方法についてのご案内】をご参照ください）



ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年1月の能登半島地震により、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を2024年5月23日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

私たちは「サーキュラーエコノミーといえばダイセキ」と言われるような環境創造企業を目指しています。私たちにとって廃棄物はゴミではなく、全てが価値ある資源です。これらを再び使用できるように活かすことが私たちの使命であると考えております。ダイセキグループは環境創造企業としてさらなる成長を続け、持続可能な環境・社会・経済に貢献してまいります。「家族に誇れる会社」「家族に誇れる仕事」をキーワードとして、今後も、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

代表取締役社長 **山本 哲也**

社長インタビュー

【Q1】ダイセキが目指すサーキュラーエコノミーについてお聞かせください。

私たちは「サーキュラーエコノミーといえればダイセキ」と言われるような環境創造企業を目指しています。ダイセキのリサイクルの理念は、廃棄物を不要物と捉えるのではなく、われわれの技術で有用な物質として活かす発想から始まっています。サーキュラーエコノミーとは天然資源の採掘を最小限とし、廃棄物や使用済の製品等を資源として循環させる経済活動であり、私たちの追求する理念と合致します。サーキュラーエコノミーが実現された社会では、製造業はメンテナンス、再販売、再利用、再製造、リサイクルを想定した材料調達や製造工程が求められます。その際、資源循環のノウハウや幅広いネットワークをもつ企業の存在価値が高まるので、当社が大きく貢献できるチャンスになると考えています。その一環として、2022年12月にはサーキュラーエコノミー推進に向けた協定を蒲郡市と締結しました。2023年10月には経済産業省・環境省が主導する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」にも参画しました。

【Q2】人的資本経営についての社長の考えについてお聞かせください。

人的資本経営とは、従業員が持つ知識や能力を「資本」とみなして投資の対象とし、中長期的な企業価値の向上につなげる経営の在り方だと捉えています。当社グループでは、「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」として、100年続く企業を目指すには、社員一人ひとりが環境問題に立ち向かい、それを会社が後押ししなければいけないと考えております。そのためには、社員が自律した人材として活躍し、会社はその人材価値を最大限引き出すことが重要だと考えております。そのために「家族に誇れる会社」「家族に誇れる仕事」をキーワードとして社員と共有しています。次世代経営人材の育成も中核と位置付け、新入社員から管理職までの階層別教育を充実していくとともに、社員のキャリア志向に応じた育成プログラムや資格手当制度を充実させることで、内発的動機付けを高めてまいります。また、人材教育を目的としたジョブローテーションを活用することで、社員の視野を広げ、仕事への好奇心と社内コミュニケーションを向上させていきたいと考えております。



CDP Aリスト企業への選定

当社はこのたび国際的な環境格付け機関であるCDPの2023年度気候変動部門において最高ランクのAリスト企業として選定されました。スコアリングされた世界の21,000以上の企業のなかでAリスト企業は362社のみです。当社の気候変動に向けた取り組みが高く評価されました。



CDPのロゴ

統合報告書による情報開示

当社はこれまでESG報告書による情報開示を行ってききましたが、2024年7月末から統合報告書による情報開示を開始する予定です。当社は価値協創ガイダンス2.0に基づき、当社の競争優位性やイノベーションの源泉となる人材・知的財産・ブランド等の無形資産に投資し成長戦略を推進していきます。統合報告書ではこのような価値創造ストーリーをステークホルダーの皆様にご理解頂けるように説明していきます。

証券コード 9793

2024年5月2日

(電子提供措置の開始日 2024年4月25日)

株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社 **ダイセキ**

代表取締役社長 山本 哲也

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年1月の能登半島地震により、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第66回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.daiseki.co.jp/>



上記の当社ウェブサイトにある「IR情報」「株式情報」「株主総会情報」の順に選択してご覧ください。
電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「ダイセキ」、またはコードに当社証券コード「9793」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



議決権行使につきましては、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使のご検討をお願い申し上げます。（5頁の【事前の議決権行使方法についてのご案内】参照）

議決権行使期限

2024年5月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年5月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所	名古屋港区船見町1番地86 当社本社ビル4階会議室
3. 目的事項	報告事項 1. 第66期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株主様へのお土産をご用意しておりませんので、ご了承くださいませよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「会社の体制および方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

事前の議決権行使方法についてのご案内



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）午後5時30分までに到着



2 インターネットによる議決権行使

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）午後5時30分まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年5月22日（水）

午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

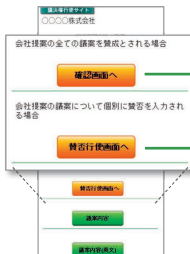


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

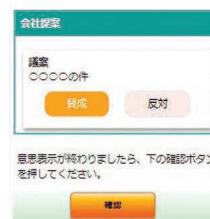
2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

以下の議案について賛否をご入力ください。



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

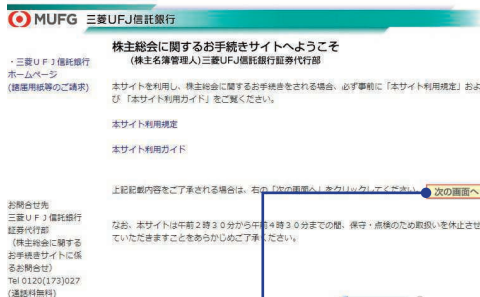
画面の案内に従って行使完了です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

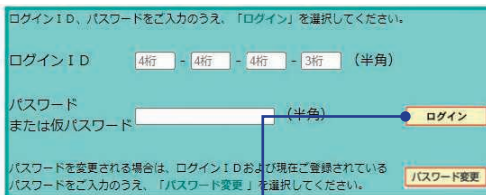
1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするとともに、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき36円とさせていただきたいと存じます。また、当社は、2024年2月期の当社単体の営業利益が初めて100億円を上回ったことを踏まえ、1株当たり2円の記念配当を実施させていただくこととしました。これにより、2024年2月期の期末配当34円と合わせ36円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,756,204,128円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

監査等委員会は、各候補者の資質や業務執行状況、取締役会の監督機能の実効性及び企業価値の向上等の観点から検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門的知識と豊富な経験を有しているとともに、取締役としての適格性も備えており、当社の業績向上に大きく貢献していることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

また、各候補者は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	やまもと てつや 山本 哲也 (満59歳)	代表取締役 社長執行役員	20/20回 (100%)
2	再任	いとう やすお 伊藤 泰雄 (満51歳)	代表取締役 副社長執行役員	20/20回 (100%)
3	再任	あまの こうじ 天野 浩二 (満63歳)	取締役 専務執行役員	20/20回 (100%)
4	再任 社外 独立	おかだ みつる 岡田 満 (満67歳)	社外取締役	13/14回 (92%)

候補者
番号

1

やまもと
山本
てつや
哲也

(男性)

(1965年1月9日生 満59歳)

再任



取締役候補者とした理由

代表取締役 社長として、当社の経営を担っており、当社グループの成長・発展に大きな貢献を果たしてきた実績と豊富な見識・経験を有することを踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況： 100% (20回/20回)

所有する当社の株式数： 531,696株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1989年 4月	株式会社日立製作所入社	2006年 5月	専務取締役
1989年10月	当社入社	2009年 5月	事業統括本部本部長
1995年 3月	技術開発部長	2015年 3月	取締役副社長
1995年 5月	取締役	2020年 5月	取締役副社長執行役員
2000年 3月	常務取締役	2022年 5月	代表取締役社長執行役員 (現任)
2001年 3月	名古屋事業所長		

候補者
番号

2

いとう
伊藤
やすお
泰雄

(男性)

(1972年9月20日生 満51歳)

再任



取締役候補者とした理由

代表取締役 副社長執行役員として、当社グループ全体の営業関連業務を牽引してきた実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況： 100% (20回/20回)

所有する当社の株式数： 660,552株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1996年 2月	当社入社	2018年 3月	事業統括本部
2010年 3月	名古屋事業所長	2020年 5月	取締役専務執行役員
2010年 5月	取締役	2020年 5月	事業統括本部経営企画室室長 (現任)
2013年 5月	常務取締役	2022年 5月	代表取締役副社長執行役員 (現任)
2015年 3月	専務取締役	2022年 5月	事業統括本部本部長 (現任)

候補者
番号

3

あまの
天野
こうじ
浩二

(男性)

再任

(1960年6月16日生 満63歳)



取締役候補者とした理由

取締役 専務執行役員として豊富な現場経営の経験を有し、また、事業統括副本部長として、当社グループ全体の事業全般を統括してきた実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況：100% (20回/20回)

所有する当社の株式数： 14,972株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年 6 月	当社入社	2015年 3 月	専務取締役
2000年 9 月	九州事業所長	2015年 3 月	事業統括本部副本部長 (現任)
2003年 5 月	取締役	2019年 9 月	関西事業所長
2003年 9 月	関東事業所長	2020年 5 月	取締役専務執行役員 (現任)
2013年 5 月	常務取締役		

候補者
番号

4

おかだ
岡田
みつる
満

(男性)

再任

社外

独立

(1956年11月21日生 満67歳)



社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

会社経営者として豊富な経験を有しており、当社の経営に対して当社と異なる社外の観点から助言を行っていただけると判断し、引続き社外取締役候補者となりました。

取締役会への出席状況：92% (13回/14回)

所有する当社の株式数： 一株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1982年 4 月	古河電気工業株式会社入社	(重要な兼職の状況)
2012年 6 月	古河スカイ株式会社代表取締役社長	株式会社イーバック非常勤取締役
2013年10月	株式会社UACJ代表取締役社長	
2018年 6 月	株式会社UACJ相談役	
2022年10月	株式会社イーバック非常勤取締役 (現任)	
2023年 5 月	当社社外取締役 (現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田満氏は、株式会社イーパックの非常勤取締役であり、同社は当社と過去に営業上の取引関係がありますが、直近事業年度において取引はありません。また、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
3. 岡田満氏は、過去に株式会社UACJの代表取締役社長に就任しておりました。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 岡田満氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 岡田満氏は、社外取締役候補者であります。
7. 岡田満氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
8. 各候補者のスキルを表したスキル一覧表（スキルマトリックス）は、16頁の【【ご参考】】をご参照ください。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号 **1** さはし のりかず (男性) **再任** **社外** **独立**
佐橋 典一 (1958年8月14日生 満65歳)



■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、元政治家としての経験から社会的及び行政的な知見を当社の監査に反映していただくことを期待したため、引続き監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

■ 取締役会への出席状況：100%（20回／20回）

■ 監査等委員会への出席状況：100%（14回／14回）

■ 所有する当社の株式数： 一株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	名古屋市議員初当選 以後6期連続当選	2012年5月	当社監査役
2005年5月	第80代名古屋市議長	2016年5月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2011年7月	東亜合成株式会社非常勤管理部 渉外担当（囑託）（現任）		

候補者
番号

2

まえだ
前田
まさき
勝己

(男性)

新任

社外

独立

(1974年12月25日生 満49歳)



社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は公認会計士として財務及び会計に関する幅広い経験と知見を有しており、当社の財務の健全性や正確性の観点から助言を行っていただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況：－％（－回／－回）

監査等委員会への出席状況：－％（－回／－回）

所有する当社の株式数：－株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2016年7月	前田勝己公認会計士・税理士事務所所長（現任）
2007年9月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所国際部中国室長兼監査部門シニアマネージャー	2019年6月	清鋼材株式会社社外監査役（現任）
2016年6月	有限責任監査法人トーマツ退職	2023年6月	中央可鍛工業株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 清鋼材株式会社 社外監査役 中央可鍛工業株式会社 社外監査役

候補者
番号

3

すがぬま
菅沼
あやこ
綾子

(女性)

新任

社外

独立

(1958年1月24日生 満66歳)



社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年愛知県職員として、特に教育関係に長く携われた経験のほか、ダイバーシティ推進や女性活躍推進に関する豊富な知見、そして女性ならではの視点で助言を行っていただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

取締役会への出席状況：－％（－回／－回）

監査等委員会への出席状況：－％（－回／－回）

所有する当社の株式数：－株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	愛知県庁入庁	2018年3月	愛知県庁退職
2011年4月	愛知県教育委員会教育企画室長	2018年4月	公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長
2016年4月	愛知県庁環境部長	2023年6月	愛知県婦人福祉会（現 愛知県女性福祉会）理事長（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐橋典一氏は、東亞合成株式会社の非常勤管理部渉外担当（嘱託）であり、同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少（当社連結売上高の1%未満）であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
3. 前田勝己氏は、中央可鍛工業株式会社の社外監査役であり、同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少（当社連結売上高の1%未満）であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
4. 佐橋典一氏、前田勝己氏及び菅沼綾子氏は社外取締役候補者であります。
5. 佐橋典一氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 佐橋典一氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、前田勝己氏及び菅沼綾子氏が原案どおり選任された場合、両氏を両取引所に対し新たに独立役員として届け出る予定です。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 各候補者のスキルを表したスキル一覧表（スキルマトリックス）は、16頁の【「ご参考」】をご参照ください。

【ご参考】 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を踏まえ、各個人として人望があり、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有する者であるとともに、判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。

本招集ご通知の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	年齢	性別	在任期間	委員会		企	業	経	グ	営	管	財	サ	技	人	
					指	監査											
山本 哲也	代表取締役	59	男性	29	○		●	●						●	●	●	
伊藤 泰雄	代表取締役	51	男性	14	○		●		●	●	●						
天野 浩二	取締役	63	男性	21				●			●						●
岡田 満	独立社外取締役	67	男性	1			●		●	●							
佐橋 典一	独立社外取締役	65	男性	8	○	○		●				●			●		
前田 勝己	独立社外取締役	49	男性	—	○	○			●	●		●	●				
菅沼 綾子	独立社外取締役	66	女性	—	○	○			●			●					●

- (注) 1. 年齢及び在任期間については、2024年5月23日開催予定の第66回定時株主総会終結時点のものとなります。
 2. 指：指名・報酬委員会 企：企業経営 業：業界知識 経：経営戦略 グ：グローバル 営：営業マーケティング 管：管理リスク 財：財務会計 サ：サステナビリティ 技：技術イノベーション 人：人材・教育・ダイバーシティ

<必要なスキルとして選定した理由>

スキル	スキルを選定した理由
企業経営	環境創造企業として、事業環境が大きく変化する中、企業経営経験による先見性と洞察力により、当社グループ全般の経営及び中長期経営戦略の適切な判断が必要となることから「企業経営」を重要なスキルとして特定しております。
業界知識	当社グループ全体の経営及び中長期経営に必要な幅広い知識及び経験を有しており、的確な経営判断を行う上で重要なスキルとして「業界知識」を特定しております。
経営戦略	パーパス経営を行うためには、情報収集力、情報分析力、論理的思考力等を有し、当社グループ全体の成長のビジョンと市場の変化をもとに経営戦略を立てることが必要となることから「経営戦略」を重要なスキルとして特定しております。
グローバル	グローバル社会・経済の急激な変化に対応するため、グローバルな視点を、当社グループの中期的な経営戦略構築に活かしていくことが必要となることから「グローバル」を重要なスキルとして特定しております。
営業マーケティング	当社グループの持続的成長及びブランディング向上のために、市場や顧客から求められている商品やサービスについて、様々な情報を収集・分析・活用し、企画・立案・実行することが必要となることから「営業マーケティング」を重要なスキルとして特定しております。
管理リスク	当社グループの持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための適切なリスクマネジメントに基づくガバナンス体制の強化を行うためには、豊富な知見・経験により適切な助言が必要となることから「管理リスク」を重要なスキルとして特定しております。
財務会計	正確な財務報告体制及び強固な財務基盤を構築し、持続的な成長及び企業価値向上を図るためには、財務会計に係る知識及び、事業再編、M&A等の計画・実行を行うためのファイナンスに関する知見・経験が必要となることから「財務会計」を重要なスキルとして特定しております。
サステナビリティ	サーキュラーエコノミー社会の実現やサステナビリティ社会の実現に貢献するために、持続可能な企業経営を行うために必要な知識を有しており、当社グループ全体の事業の持続可能性向上を図る経営への取り組みを行うことが必要となることから「サステナビリティ」を重要なスキルとして特定しております。
技術イノベーション	当社グループの持続的な発展を続けるとともに、サーキュラーエコノミー社会の実現に貢献するためには技術イノベーションの推進が必要となることから「技術イノベーション」を重要なスキルとして特定しております。
人材・教育・ダイバーシティ	持続的成長の実現には、従業員が成長し、それぞれの個性・働き方で活躍することが必要であるため、従業員の能力を最大限に発揮できる人材育成・人材教育や、ダイバーシティの推進に関する取組を行う上で重要なスキルとして「人材・教育・ダイバーシティ」を特定しております。

以上

事業報告 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行や、所得・雇用環境の改善等により、社会経済活動に緩やかな回復の動きが見られましたが、政治情勢の変動による原油などのエネルギー価格や原材料価格の高騰、世界的な金融引締めに伴う影響や物価上昇の影響等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

こうした経済情勢下、グループの主力事業である株式会社ダイセキの工場廃液を中心とした産業廃棄物の処理事業は、原材料価格の高騰による処理原価の上昇や、半導体業界等の生産回復の遅れによる影響を受けたものの、リサイクル燃料の販売価格も徐々に上昇し、また、大規模工場を中心にシェアアップを図ることにより、事業を拡大してまいりました。

さらに、世界的にカーボンニュートラルへの動きが本格化する中、株式会社ダイセキのリサイクル中心の処理方法やリサイクル燃料に対する社会的評価は一段と高まってまいりました。これらにより、売上・利益共に過去最高を更新いたしました。

株式会社ダイセキ環境ソリューションが手掛ける土壌汚染処理関連事業は、外部環境の回復基調を受けた民間設備投資の持ち直しや、堅調な公共投資により、建設投資全体は増加基調を維持しており、高付加価値案件の受注やコンサルティング営業に注力したことにより、各エリアでの大規模土壌処理案件が業績に大きく貢献しました。また、廃石膏ボードリサイクル事業が堅調に推移したことに加え、2023年4月5日付で全株式を取得し、連結子会社化した株式会社杉本商事及びその子会社である有限会社杉本紙業の業績が第2四半期連結会計期間より寄与しております。これらにより、売上・利益共に過去最高を更新いたしました。

株式会社ダイセキMC Rが手掛ける鉛リサイクル事業は、円安による鉛販売価格の高止まりにより、売上・利益共に計画を大きく上回りました。

システム機工株式会社が手掛ける大型タンク等の洗浄事業は、天候不良・大雨等の影響で工事の完了が当初計画より遅れたため、売上・利益共に計画を若干下回りました。

また、当社グループは、今後の事業拡大のために、引続き人材確保ならびに教育を強化し、設備増強も図ることにより、次期以降の事業拡大の準備を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高69,216百万円（前年同期比18.1%増）、営業利益14,814百万円（同16.5%増）、経常利益15,452百万円（同18.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9,465百万円（同9.2%増）と増収増益を確保し、売上・利益共に過去最高の業績となりました。

当社グループは、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は5,254百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社杉本商事の株式取得の資金として金融機関より長期借入金2,900百万円の調達を実施しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 2021年2月期	第 64 期 2022年2月期	第 65 期 2023年2月期	第 66 期 (当連結会計年度) 2024年2月期
売上高 (百万円)	51,530	56,867	58,572	69,216
経常利益 (百万円)	10,451	13,118	13,060	15,452
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,521	8,376	8,666	9,465
1株当たり当期純利益 (円)	126.97	164.02	174.21	193.06
総資産 (百万円)	95,756	99,264	100,145	108,641
純資産 (百万円)	80,717	83,443	84,426	89,434
1株当たり純資産額 (円)	1,440.44	1,501.98	1,549.15	1,652.35

- (注) 1. 2021年9月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合をもって株式分割を行っております。第63期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、2023年2月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

① コンプライアンス体制の充実

環境関連事業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社

内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

② グループ連携の強化

グループ連携をさらに強化し、情報の共有化を図り、複雑化・高度化する環境に対する社会的ニーズに対応できる体制を整えてまいります。

③ 関東地区・関西地区での事業拡大

当社グループは、引続きエリア戦略として、大規模な市場を有しかつ相対的に当社グループのシェアが低い関東地区・関西地区に対し、業容拡大のための積極的な設備投資と営業力の注入を第一に位置付け、実行してまいります。

④ リサイクル技術の向上

当社グループの産業廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な研究開発・設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。

⑤ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握によりの確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

環 境 関 連 事 業	廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・グリース類エマルジョン等の処理 鉱物油・工業用潤滑油・圧延油・焼入油・有機溶剤等の再生処理 船舶廃油引取処理 汚泥・油泥等の処理 化学プラント・パイプクリーニング工事 船舶清掃 下水道・側溝・廃水ピット・各種タンク洗浄 保全工事・流出油回収作業 計量証明書発行 土壌汚染調査・浄化処理 P C B 調査・処理 廃石膏ボードリサイクル処理 古紙・一般廃棄物処理 使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛の精錬 非鉄金属原料の販売 V O C ガス回収作業 C O W 洗浄機器販売 離型剤・工業用潤滑油・高圧絶縁油・合成潤滑油・塗料剥離剤等の製造、販売 各種燃料油・潤滑油・化学薬品の販売
-------------	--

(7) 主要な営業所及び工場ならびに使用人の状況（2024年2月29日現在）

① 主要な営業所及び工場

株式会社ダイセキ	本社	名古屋市港区
	名古屋事業所	名古屋市港区
	北陸事業所	石川県白山市
	関西事業所	兵庫県明石市
	九州事業所	北九州市若松区
	関東事業所	栃木県佐野市
	千葉事業所	千葉県袖ヶ浦市
北陸ダイセキ株式会社	本社	石川県金沢市
株式会社ダイセキ環境ソリューション	本社	名古屋市瑞穂区
	東京本社	東京都港区
	関西支社	大阪市大正区
	名古屋リサイクルセンター	愛知県東海市
	弥富リサイクルセンター	愛知県弥富市
	岐阜リサイクルセンター	岐阜県可児市
	横浜生麦リサイクルセンター	横浜市鶴見区
	横浜恵比須リサイクルセンター	横浜市神奈川区
大阪リサイクルセンター	大阪市大正区	
株式会社グリーンアールズ中部	東海リサイクルセンター	愛知県東海市
株式会社グリーンアールズ九州	九州工場	福岡県糟屋郡
株式会社杉本商事	本社リサイクルセンター	滋賀県彦根市
	リサイクリング ファブリーク	滋賀県犬上郡甲良町
有限会社杉本紙業	長浜リサイクルセンター	滋賀県長浜市
	多賀リサイクルセンター	滋賀県犬上郡多賀町
株式会社ダイセキMCR	本社・平出工場	栃木県宇都宮市
	宇都宮リサイクルセンター	栃木県宇都宮市
システム機工株式会社	本社	東京都港区

② 従業員の状況

イ. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,215名	101名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

ロ. 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
769名	33名増	40.7歳	11.4年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイセキ環境ソリューション	2,287百万円	53.9%	土壌汚染処理・産業廃棄物処理受託
株式会社ダイセキMCR	30百万円	100.0%	使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛の精錬 非鉄金属原料の販売
システム機工株式会社	90百万円	100.0%	タンク洗浄及びタンクに付帯する工事 VOCガス回収作業 スラッジ減量化作業 COW洗浄機器販売

(9) 企業集団の主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,477百万円
株式会社三井住友銀行	2,078百万円

(10) 剰余金の配当方針

当社は、株主各位への積極的な利益還元を実行していくため、業績に対応した配当の実施、自社株購入等による株主還元を最重要課題として考えております。従って、業績の推移、業界環境、配当性向を勘案し、併せて経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して、配当を決定する方針を採っております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

配当性向に関しては、収益力の向上、財務体質の強化及び内部留保とのバランスを考慮しつつ、株主還元策として配当を段階的に増やしていくことを積極的に進めていくことにより徐々に引き上げてまいります。また、必要に応じて自社株式取得を実行することによる株主還元を進めてまいります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 79,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 48,783,448株（自己株式2,216,552株を除く）
 (3) 当事業年度末の株主数 5,474名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,679	13.69
J P M O R G A N C H A S E B A N K	4,292	8.79
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	3,637	7.45
株式会社日本カストディ銀行	3,431	7.03
有限会社こども未来研究所	2,580	5.28
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	2,137	4.38
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C)	1,438	2.94
株式会社三菱UF J銀行	1,387	2.84
有限会社博泰	1,228	2.51
株式会社ダイテックホールディング	1,117	2.29

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2018年5月24日開催の第60回定時株主総会決議に基づき、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。本制度の概要は以下のとおりであります。

- ・報酬総額

年額200百万円以内

- ・割り当てる株式の総数

年60,000株以内

- ・譲渡制限期間

本払込期日から10年間

- ・譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。

これを受け、2023年5月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月23日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対し自己株式4,500株の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	山 本 哲 也	
代表取締役副社長執行役員	伊 藤 泰 雄	事業統括本部本部長 事業統括本部経営企画室室長
取締役専務執行役員	天 野 浩 二	事業統括本部副本部長
社 外 取 締 役	岡 田 満	株式会社イーパック非常勤取締役
社外取締役監査等委員	佐 橋 典 一	
社外取締役監査等委員	水 野 信 勝	フルハシEPO株式会社社外取締役 ジャパンワランティサポート株式会社社外取締役
社外取締役監査等委員	加 古 三津代	

- (注) 1. 取締役のうち、岡田満氏、佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 岡田満氏、佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ています。
3. 2023年5月25日開催の第65回定時株主総会において、岡田満氏は社外取締役に、新たに選任され就任いたしました。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 社外取締役（監査等委員である取締役）水野信勝氏は、公認会計士等の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、経営の意思決定及び監督機能と執行機能を分離することにより、業務執行の効率化、迅速化、責任の明確化を図り、機動的かつ効率的な経営体制を構築するため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼任者を除く執行役員5名の氏名及び役職は次のとおりです。

常 務 執 行 役 員	伊 坂 俊 保	名古屋事業所長
常 務 執 行 役 員	片 瀬 秀 樹	企画管理本部長
執 行 役 員	梅 谷 伊 三 雄	事業統括本部
執 行 役 員	安 永 辰 弥	関東事業所長
執 行 役 員	甲 斐 尚	関西事業所長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害等が填補されます。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 会社役員の報酬等に関する事項

イ. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	131 (1)	110 (1)	0 (-)	- (-)	21 (-)	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7 (7)	7 (7)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	138 (9)	117 (9)	0 (-)	- (-)	21 (-)	7 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は、2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。また、2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために取締役(監査等委員を除く。)及び執行役員に対して支給する金銭報酬債権として、報酬限度額は年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)及び執行役員の員数は、11名(取締役(監査等委員を除く。)5名、取締役を兼務しない執行役員6名)です。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年5月26日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

・基本方針

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、企業価値の持続的な向上とサステナブル経営の実践・推進の向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に決定するものとする。
- ・株式報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき支給する。
- ・株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
株式報酬は最大で報酬全体の30%を支給する。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員山本哲也に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任する。会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長執行役員が適していると判断している。なお、株式報酬については、「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議する。監査等委員である取締役に対する報酬は、株主総会で決議された報酬の上限額の範囲内で、監査等委員会での協議により決定する。
- ・上記のほか報酬等の決定に関する事項
取締役会の任意の諮問機関として代表取締役社長、独立社外取締役および取締役会の決議によって選任された取締役である委員4名以上で構成した指名・報酬委員会を設置し、報酬等の方針決定、個人別の報酬等の内容等について審議を行い、その結果を取締役に助言・提言を行う。取締役会は、その答申を受けて株主総会で承認された内容及び金額の範囲内で役員の報酬を決定する。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断している。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職に関する事項

社外取締役(監査等委員)水野信勝氏は、フルハシE P O株式会社の社外取締役及びジャパンワランティサポート株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、フルハシE P O株式会社は当社の取引先ですが、その取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。また、ジャパンワランティサポート株式会社と当社の間には、特別の利害関係はありません。

ハ. 各社外役員の主な活動状況

		活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岡田 満	2023年5月25日就任以降に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。会社経営者として豊富な経験を有しており、当社の経営に対して当社と異なる社外の観点から助言を行っており、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	佐橋 典一	取締役会20回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。元政治家として、行政全般に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識から発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水野 信勝	取締役会20回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士として長年にわたり第一線で活躍した経験を有しており、当社の財務の健全性や正確性の観点から発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	加古 三津代	取締役会20回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。長年愛知県職員として、特に教育関係に長く携われた経験から、行政的及び教育的な知見、そして女性ならではの視点で発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	29百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 上記イ.の報酬等の額には公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。また、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イ.の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っています。

「内部統制基本方針」

①基本的な考え方

イ. 当社は、「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として持続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。

ロ. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。

ハ. 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

②当社および子会社の取締役、執行役員ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、当社および子会社の役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。

ロ. 代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

ハ. 当社および子会社の取締役、執行役員ならびに各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。

当社および子会社の使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、全社的に再発防止策を徹底する。

通報・相談を行った者に対しては、別途定めた「内部通報・相談規程」に従い対応する。内容によっては、適宜の情報開示を実施する。

- ニ. 当社および子会社の監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- ホ. 当社および子会社の使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から当社人事部に処分を求め、役員の方令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。
- ハ. 反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を当社総務部とし、当社および子会社は、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、毅然と対応する。
- ③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 代表取締役社長は、総務部および担当取締役に指示し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る情報の保存および管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ロ. 取締役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ④当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社および子会社のリスクを網羅的・総括的に管理する。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定める。
- ロ. 監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会および取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。
- ⑤当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の職務の執行の効率化を図る。
- イ. 「取締役会規則」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
- ロ. 取締役・執行役員・事業所長・子会社各社の取締役を構成員とする経営会議の充実と、事業部門毎の業績目標・予算設定とITを活用した月次・四半期業績管理の徹底
- ハ. 取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、複数の独立社外取締役をその構成員とする。各委員会は、それぞれ「指名・報酬委員会規程」に則り、取締役等の指名及び報酬等について審議した結果を取締役会に答申する。
- ニ. 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

- ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社および子会社各社における内部統制の構築を目指し、業務においては事業統括本部が、コンプライアンスにおいては企画管理本部が運営調整し、月1回の経営会議を通じて指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ロ. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、事業所長および子会社各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ハ. 当社の監査室は、当社および子会社各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門および部門責任者に報告し、経営会議等を通じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - ニ. 「関係会社管理規程」を制定し、子会社から当社への事前協議事項および報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、および当該取締役および使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社は、当面補助する取締役および使用人を設置しない。ただし、監査等委員会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その取締役および使用人は社内組織から独立したものとする。
 - ロ. 監査等委員会は、監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役および使用人は、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。
- ⑧当社および子会社の取締役、執行役員および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、ならびに当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は次に定める事項を監査等委員会に報告することとする。
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 毎月の経営状況で重要な事項
 - ハ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況および内容

へ. その他コンプライアンス上の重要な事項

使用人は前項イ. およびニ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

報告をした者に対しては別途定める「内部通報・相談規程」の規定により不利益な取扱いがないよう徹底する。

⑨監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査等委員である取締役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査等委員会監査等基準」に従い会社に償還請求することができる。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」による職務分担や代表取締役との定期的な意見交換および会計監査人の監査時や「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社および子会社各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンスに関する体制について

当社は、当社および子会社各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、コンプライアンス勉強会等での教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「内部通報・相談規程」により相談・通報体制を設けており、子会社各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制に関する体制について

リスク管理規程に則り、リスク管理委員会においてリスクの把握と改善策を審議・決定し、適切な対応に努めております。

④監査等委員会および監査室の監査体制について

監査等委員は当社および子会社各社の重要な会議に出席して職務執行の状況等について報告をうけるとともに取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人、監査室と情報交換を行い、監査機能の強化に努めております。また、監査室は内部監査計画に基づき、当社および子会社各社の内部監査を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(44,722)	流動負債	(14,296)
現金及び預金	29,162	支払手形及び買掛金	3,944
受取手形、売掛金及び契約資産	11,030	電子記録債務	1,095
電子記録債権	1,220	短期借入金	1,500
棚卸資産	2,609	1年内返済予定の長期借入金	717
その他	708	未払法人税等	2,938
貸倒引当金	△8	賞与引当金	544
		その他	3,556
固定資産	(63,918)	固定負債	(4,909)
有形固定資産	47,913	社債	12
建物及び構築物	14,682	長期借入金	2,798
機械装置及び運搬具	6,790	役員退職慰労引当金	24
土地	25,233	退職給付に係る負債	1,345
建設仮勘定	513	繰延税金負債	294
その他	694	その他	435
無形固定資産	2,193	負債合計	19,206
のれん	909	(純資産の部)	
顧客関連資産	886	株主資本	(80,615)
その他	397	資本金	6,382
投資その他の資産	13,811	資本剰余金	7,071
投資有価証券	8,081	利益剰余金	76,264
長期預金	3,501	自己株式	△9,103
繰延税金資産	1,485	その他の包括利益累計額	(△8)
その他	743	その他有価証券評価差額金	9
貸倒引当金	△1	退職給付に係る調整累計額	△17
資産合計	108,641	非支配株主持分	(8,827)
		純資産合計	89,434
		負債・純資産合計	108,641

連結損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上	高価	69,216
売上	原価	46,537
売上	総利益	22,679
販売費及び一般管理費		7,864
営業利益		14,814
営業外収益		745
受取利息		71
受取配当金		30
受取保険金		85
受取地代賃		21
受取補償金		488
その他		47
営業外費用		107
支払利息		18
投資事業組合運用損		4
その他		84
経常利益		15,452
特別利益		69
固定資産売却益		49
投資有価証券売却益		19
特別損失		321
固定資産売却損		2
固定資産除却損		314
減損損失		4
税金等調整前当期純利益		15,201
法人税、住民税及び事業税		4,708
法人税等調整額		△26
当期純利益		10,519
非支配株主に帰属する当期純利益		1,054
親会社株主に帰属する当期純利益		9,465

連結株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株主資本合計
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	6,382	7,072	69,753	△6,712		76,496	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△2,953			△2,953	
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			9,465			9,465	
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		△0				△0	
自 己 株 式 の 取 得				△2,413		△2,413	
自 己 株 式 の 処 分		△0		22		21	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	△1	6,511	△2,391		4,119	
当 期 末 残 高	6,382	7,071	76,264	△9,103		80,615	

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	3	△5	△1	7,931	84,426
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,953
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益					9,465
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動					△0
自 己 株 式 の 取 得					△2,413
自 己 株 式 の 処 分					21
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	6	△12	△6	895	889
当 期 変 動 額 合 計	6	△12	△6	895	5,008
当 期 末 残 高	9	△17	△8	8,827	89,434

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

北陸ダイセキ株式会社
株式会社ダイセキ環境ソリューション
株式会社ダイセキM C R
システム機工株式会社
株式会社グリーンアローズ中部
株式会社グリーンアローズ九州
株式会社杉本商事
有限会社杉本紙業

連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社ダイセキ環境ソリューションが株式会社杉本商事の株式を取得したことに伴い、同社及びその子会社である有限会社杉本紙業を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社グリーンアローズホールディングス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社杉本商事及び有限会社杉本紙業の決算日は2月20日であります。

連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日における計算書類を使用しております。

その他の連結子会社6社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、顧客関連資産についてはその効果の及ぶ期間（14年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

イ. 産業廃棄物処理関連事業

産業廃棄物処理関連事業においては、主に、産業廃棄物の中間処理業者として、産業廃棄物の中間処理及び収集運搬を事業として行っており、顧客との契約に基づいて産業廃棄物中間処理及び収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

産業廃棄物の中間処理及び収集運搬に係る役務提供につきましては、顧客は産業廃棄物の中間処理が完了することでリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、産業廃棄物の中間処理が完了し、中間処理完了後の産業廃棄物を最終処分場等へ搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で一括して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

ロ. 土壌汚染処理関連事業

土壌汚染処理関連事業においては、主に、土壌の汚染調査、処理及び工事を事業として行っており、顧客との契約に基づいて土壌の汚染調査、処理及び工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

土壌汚染調査に係る役務提供につきましては、調査報告書を提出後、受領書を受け取った時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

土壌汚染工事に係る役務提供につきましては、工事の進捗に伴い、財又はサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

土壌汚染処理に係る役務提供につきましては、顧客は土壌汚染処理が完了することでリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、土壌汚染処理が完了し、汚染処理完了後の土壌を搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として純額で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

ハ. 鉛リサイクル関連事業

鉛リサイクル関連事業においては、主に、非鉄金属原料等の販売を事業として行っており、顧客との契約に基づいて商品又は製品を販売する履行義務を負っております。

非鉄金属原料等の販売につきましては、顧客の検収時点で顧客に財の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定いたしますが、顧客は、国内事業者であり、出荷から検収までの期間が通常の期間と認められるため、商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

二. タンク洗浄関連事業

タンク洗浄関連事業においては、主に、タンク洗浄、配管等の洗浄工事を事業として行っており、顧客との契約に基づいてタンク、配管等の洗浄工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

タンク洗浄、配管等の洗浄工事につきましては、その工事期間が短いことから、洗浄工事が完了し、顧客が検収を行った時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。また、重要性が乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ロ. 仕掛品

処理未完了の取引において発生した原価を含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳	商品及び製品	781百万円
	仕掛品	1,249百万円
	原材料及び貯蔵品	579百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		38,199百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 51,000,000株
- (2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数
普通株式 2,216,552株
- (3) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	1,481百万円	30円	2023年 2月28日	2023年 5月26日
2023年10月2日 取締役会	普通株式	1,472百万円	30円	2023年 8月31日	2023年 10月26日

- (4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年5月23日開催予定の第66回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 1,756百万円
1株当たり配当額 36円
基準日 2024年2月29日
効力発生日 2024年5月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等により実施しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、毎月各事業所長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券のうち株式は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。債券は格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。主に債券や上場株式は、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等は、短期間で決済されるものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資、株式取得に係る資金調達であり、固定金利にて調達しております。社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①投資有価証券	7,830	7,830	-
②長期預金	3,501	3,409	△92
資産計	11,332	11,240	△92
①社債	20	19	△0
②長期借入金	3,515	3,510	△4
負債計	3,535	3,530	△4

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 1年内償還予定の社債は「①社債」、1年内返済予定の長期借入金は「②長期借入金」にそれぞれ含めて表示しております。
3. 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	157
投資事業有限責任組合への出資	94

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	761	-	-	761
社債	-	7,069	-	7,069
資産計	761	7,069	-	7,830

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	3,409	-	3,409
資産計	-	3,409	-	3,409
社債	-	19	-	19
長期借入金	-	3,510	-	3,510
負債計	-	3,530	-	3,530

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はデリバティブ内包型預金であり、時価は取引先金融機関から提示された価格に基づいており、その価格は金利等の観察可能なインプットを用いて算定されていることから、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、環境関連事業から構成される単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	産業廃棄物処理関連事業	土壌汚染処理関連事業	鉛リサイクル関連事業	タンク洗浄関連事業	その他(注)	合計
一時点で移転される財又はサービス	37,709	17,869	4,053	3,947	3,892	67,472
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	1,743	—	—	—	1,743
顧客との契約から生じる収益	37,709	19,613	4,053	3,947	3,892	69,216
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	37,709	19,613	4,053	3,947	3,892	69,216

(注) その他については、廃石膏ボード・古紙リサイクル関連事業の収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	10,162
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	11,708
契約資産(期首残高)	306
契約資産(期末残高)	542
契約負債(期首残高)	51
契約負債(期末残高)	103

契約資産は、土壌汚染処理関連事業における工事請負契約において、工事の進捗度に応じて一定の期間にわたり認識される収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、受け取る対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

なお、契約資産は、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

契約負債は、主に土壌汚染処理関連事業及びタンク洗浄関連事業における工事請負契約において、契約条件により受領した前受金について、履行義務が未充足の部分に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,652円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 193円06銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入)

当社は、2024年4月4日開催の取締役会において、当社グループの従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対してダイセキ従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する

(3) 自己株式の取得結果

上記買付けによる取得の結果、2024年4月5日に当社普通株式200,000株(取得価額1,823百万円)を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

9. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社杉本商事

事業の内容 一般廃棄物運搬処理業、産業廃棄物収集運搬及び中間処理業等

② 企業結合を行った主な理由

連結子会社である株式会社ダイセキ環境ソリューション（以下、「ダイセキ環境ソリューション」という。）が株式会社杉本商事（以下、「杉本商事」という。）の発行済みの全株式を取得し、杉本商事及び有限会社杉本紙業が株式会社ダイセキ環境ソリューショングループ（以下、「ソリューショングループ」という。）に合流することにより、これまでソリューショングループになかった、一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬・処理、古紙の回収・リサイクルという新たなソリューションが加わり、お客様へ提供できるソリューションの幅が広がるとともに、ソリューショングループのノウハウを持ち寄ることによって、再生エネルギー等の新規事業の立ち上げが可能になると考えております。

③ 企業結合日

2023年4月5日(2023年5月20日みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

ダイセキ環境ソリューションが現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年5月21日から2024年2月20日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 2,879百万円

取得原価 2,879百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 143百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

840百万円

②発生原因

主として、今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 1,151百万円

固定資産 1,672百万円

資産合計 2,824百万円

流動負債 197百万円

固定負債 588百万円

負債合計 785百万円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
顧客関連資産	936百万円	14年

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(31,066)	流動負債	(7,454)
現金及び預金	23,917	電子記録債権	1,031
受取手形	176	買掛金	1,821
電子記録債権	1,027	リース債権	1
売掛金	4,834	未払金	739
棚卸資産	423	未払法人税等	1,853
短期貸付金	500	未払消費税等	413
その他の当金	189	賞与引当金	324
貸倒引当金	△2	営業外電子記録債権	893
固定資産	(46,064)	その他の負債	375
有形固定資産	28,134	固定負債	(1,217)
建物	3,349	リース債務	3
構築物	4,017	退職給付引当金	1,068
機械及び装置	3,922	その他の負債	145
車両運搬具	634		
工具、器具及び備品	270		
土地	15,648		
リース資産	4		
建設仮勘定	285		
無形固定資産	274	負債合計	8,671
借地権	242	(純資産の部)	
ソフトウェア	30	株主資本	(68,551)
水道施設利用権	2	資本金	6,382
その他の当金	0	資本剰余金	7,051
		資本準備金	7,051
投資その他の資産	17,654	その他資本剰余金	0
投資有価証券	7,468	利益剰余金	64,220
関係会社株式	4,480	利益準備金	204
差入保証金	253	その他利益剰余金	64,015
長期貸付金	841	別途積立金	14,600
保険積立金	242	繰越利益剰余金	49,415
長期預金	3,500	自己株式	△9,103
繰延税金資産	842		
その他の当金	24	評価・換算差額等	(△92)
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	△92
資産合計	77,130	純資産合計	68,458
		負債・純資産合計	77,130

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,155
売上原価	21,930
売上総利益	15,224
販売費及び一般管理費	4,761
営業利益	10,463
営業外収益	337
受取利息及び配当金	120
その他	217
営業外費用	72
その他	72
経常利益	10,728
特別利益	48
固定資産売却益	28
投資有価証券売却益	19
特別損失	44
固定資産売却損	0
固定資産除却損	44
税引前当期純利益	10,731
法人税、住民税及び事業税	3,172
法人税等調整額	△25
当期純利益	7,585

株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算 差 額 等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	6,382	7,051	1	204	14,600	44,783	△6,712	66,311	△131
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△2,953		△2,953	
当 期 純 利 益						7,585		7,585	
自 己 株 式 の 取 得							△2,413	△2,413	
自 己 株 式 の 処 分			△0				22	21	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									38
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	-	-	4,631	△2,391	2,239	38
当 期 末 残 高	6,382	7,051	0	204	14,600	49,415	△9,103	68,551	△92

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数

建物

2年～50年

構築物

7年～30年

機械及び装置

4年～12年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

産業廃棄物処理関連事業

産業廃棄物処理関連事業においては、主に、産業廃棄物の中間処理業者として、産業廃棄物の中間処理及び収集運搬を事業として行っており、顧客との契約に基づいて産業廃棄物中間処理及び収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

産業廃棄物の中間処理及び収集運搬に係る役務提供につきましては、顧客は産業廃棄物の中間処理が完了することでリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、産業廃棄物の中間処理が完了し、中間処理完了後の産業廃棄物を最終処分場等へ搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で一括して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 仕掛品 産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を含めておりません。

② 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳	商品及び製品	17百万円
	仕掛品	271百万円
	原材料及び貯蔵品	134百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		23,825百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務		
① 短期金銭債権		524百万円
② 長期金銭債権		835百万円
③ 短期金銭債務		96百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
① 売上高		284百万円
② 仕入高等		801百万円
③ 営業取引以外の取引高		109百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数	
普通株式	2,216,552株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	102百万円
投資有価証券	25百万円
賞与引当金	99百万円
退職給付引当金	329百万円
長期未払金	39百万円
減価償却資産	98百万円
関係会社株式評価損	651百万円
その他有価証券評価差額金	40百万円
その他	108百万円
繰延税金資産小計	1,494百万円
評価性引当額	△651百万円
評価性引当額小計	△651百万円
繰延税金資産合計	843百万円
(繰延税金負債)	
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	842百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北陸ダイセキ株式会社	所有 直接100.0	製品・商品の販売 産業廃棄物の処理受託等 商品の購入	石油製品・石油商品の販売、産業廃棄物の処理受託(注)1	54	売掛金	2
				燃料等の購入(注)2	168	買掛金	12
子会社	株式会社 ダイセキ環境ソリューション	所有 直接53.9	環境分析の委託等 産業廃棄物の処理受託・委託等 資金の援助	産業廃棄物の処理受託(注)1	49	売掛金	3
				産業廃棄物の処理委託(注)1 環境分析の委託(注)3	583	買掛金	79
				資金の貸付及び利息の受取(注)4	1	短期貸付金	—
						長期貸付金	460
子会社	株式会社 ダイセキMC R	所有 直接100.0	産業廃棄物の処理受託等 商品の販売 資金の援助	産業廃棄物の処理受託、使用済バッテリーの販売(注)1	175	売掛金	18
				資金の貸付及び利息の受取(注)4	2	短期貸付金	500
						長期貸付金	375
子会社	システム機工株式会社	所有 直接100.0	産業廃棄物の処理受託等 タンク洗浄作業の委託等 資金の援助	産業廃棄物の処理受託(注)1	4	売掛金	0
				タンク洗浄作業の委託(注)1	1	買掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうで決定しております。
 2. 燃料等の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
 3. 環境分析の委託については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,403円31銭
(2) 1株当たり当期純利益	154円73銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入)

「連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の取得)

「連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社ダイセキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 吉登

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 敦司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社ダイセキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキの2023年3月1日から2024年2月29日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月12日

株式会社 **ダイセキ** 監査等委員会

監査等委員 佐橋 典一 ㊟

監査等委員 水野 信勝 ㊟

監査等委員 加古 三津代 ㊟

(注) 監査等委員佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第66回定時株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市港区船見町1番地86
電話 (052) 611-6322
当社本社ビル4階会議室



● 交通機関

名古屋鉄道 常滑・中部国際空港・河和・内海方面
「名鉄金山駅」より6駅目「名鉄柴田駅」下車、徒歩約13分

※

名鉄柴田駅は普通列車のみ停車となります。

なお、名古屋駅方面よりお越しの株主様は、名鉄金山駅で普通列車にお乗換えください。

● 送迎車

「名鉄柴田駅西出口」に午前8時50分より午前9時50分までの間、会場までの送迎用としてタクシーを用意しておりますのでご利用ください。